

令和8年2月26日

お客さま各位

豊橋信用金庫

「夜間金庫規定」の改正について

平素は、豊橋信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫は夜間金庫業務の更なる適正化を図るべく、下記のとおり夜間金庫規定を改正いたします。

なお、改正後の規定は、従来よりお取引いただいているお客様についても適用対象となりますので、予めご了承ください。

今後もお客様に夜間金庫をご利用いただけるよう引き続き努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正の対象となる規定

夜間金庫規定

2. 改正内容

主な改正内容（詳細は、別添新旧対照表をご参照ください。）

- ・ 喪失届帳票の廃止に伴う改正
- ・ 当座勘定払戻請求書を制定したことに伴う文言の追加

3. 規定の改正日

令和8年4月1日（水）

以上

夜間金庫規定 新旧対照表

下線部分が変更箇所

新	旧	備考
<p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. 鍵、入金袋の喪失・き損 金庫投入口扉鍵、入金袋および入金袋鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに当金庫に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または鍵前等の取替えに要する費用を負担してください。</p> <p>7. (省略)</p> <p>8. 使用料 (1) (省略) (2) 前項の取扱いについては、当座勘定規定または普通預金規定の定めにかかわらず、小切手の振出、<u>当座勘定払戻請求書</u>または普通預金通帳および同払戻請求書の提出を不要とします。</p> <p>9. 反社会的勢力との取引拒絶 この夜間金庫は、第10条第2項第1号、第2号Aから<u>G</u>および第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第2項第1号、第2号Aから<u>G</u>または第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用申込をお断りするものとします。</p> <p>10. (解約等) (1) (省略) (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、</p>	<p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. 鍵、入金袋の喪失・き損 金庫投入口扉鍵、入金袋および入金袋鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに<u>書面によって</u>当金庫に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または鍵前等の取替えに要する費用を負担してください。</p> <p>7. (省略)</p> <p>8. 使用料 (1) (省略) (2) 前項の取扱いについては、当座勘定規定または普通預金規定の定めにかかわらず、小切手の振出または普通預金通帳および同払戻請求書の提出を不要とします。</p> <p>9. 反社会的勢力との取引拒絶 この夜間金庫は、第10条第2項第1号、第2号Aから<u>F</u>および第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第2項第1号、第2号Aから<u>F</u>または第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用申込をお断りするものとします。</p> <p>10. (解約等) (1) (省略) (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、</p>	<p>喪失届廃止により削除</p> <p>当座勘定払戻請求書を追加</p> <p>第10条②C追加により変更</p>

<p>または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ入金袋および入金袋鍵を返却してください。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団</p> <p>B 暴力団員</p> <p><u>C 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u></p> <p><u>D 暴力団準構成員</u></p> <p><u>E 暴力団関係企業</u></p> <p><u>F 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>G その他前AからEに準ずる者</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>11. 譲渡・転貸等の禁止</p> <p>この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、金庫投入口扉鍵、入金袋 <u>(錠付を含む)</u> および <u>入金袋用の鍵・錠</u> についても同様とします。</p> <p>12. ~13. (省略)</p>	<p>または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ入金袋および入金袋鍵を返却してください。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団</p> <p>B 暴力団員</p> <p><u>C 暴力団準構成員</u></p> <p><u>D 暴力団関係企業</u></p> <p><u>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>F その他前AからEに準ずる者</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>11. 譲渡・転貸等の禁止</p> <p>この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、金庫投入口扉鍵、入金袋および <u>入金袋正鍵</u> についても同様とします。</p> <p>12. ~13. (省略)</p>	<p>項目追加</p> <p>表記を変更</p>
---	---	--------------------------